(g)　第17部の物品用のラジエーター	［新規］
(h)　［略］	(g)　［同左］
2　第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注３及びこの類の注９の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。	2　第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注３及びこの類の注９の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。
(a)～(d)　［略］	(a)～(d)　［同左］
(e)　機械的作業を行う機器（理化学用のものを含む。）で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの	(e)　機械的作業を行う機械類で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの
［略］	［同左］
３～８　［略］	３～８　［同左］
９(A)　第85類の注９(a)及び９(b)は、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオード（ＬＥＤ）を含む。	９(A)　第85類の注８(a)及び８(b)は、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオードを含む。
(B)～(D)　［略］	(B)～(D)　［同左］
号注	号注
１　第8465.20号において「マシニングセンター」とは、木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械で、加工プログラムに従つてマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法により二以上の加工機能を有する機械をいう。	［新規］
２　［略］	１　［同左］
３　第8481.20号において「油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁」とは、圧力が加わつた流体（液体又は気体）の形で動力源が供給される液圧式又はニューマチック式システムの流体動力伝達装置に特に用いられる弁をいう。これらの弁には種々の型（減圧型、逆止型等）がある。同号は、第84.81項の他のいかなる号にも優先する。	［新規］
４　［略］	２　［同左］

84.01 ～ 84.14		［略］			84.01 ～ 84.14		［同左］		
84.15		エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）			84.15		エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）		
8415.10		―窓、壁、天井又は床に取り付けるように設計したもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）			8415.10		―窓又は壁に取り付けるもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）		
	010	――定格冷房消費電力が３キロワット以下のもの		NO		010	――定格冷房消費電力が３キロワット以下のもの		NO
	090	――その他のもの		NO		090	――その他のもの		NO
8415.20 ～ 8415.90		［略］			8415.20 ～ 8415.90		［同左］		
84.16 ～ 84.23		［略］			84.16 ～ 84.23		［同左］		
84.24		噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消火剤を充塡してあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器			84.24		噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器		
8424.10	000	―消火器（消火剤を充塡してあるかないかを問わない。）	NO	KG	8424.10	000	―消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）	NO	KG